

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十二号

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成十三年広島県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号を削り、同項第四号中「（公募型指名競争入札を含む。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第八号の二中「公募型指名競争入札を含む。」を削り、同号を同項第八号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に入札の手續に着手している公表対象工事に関する事項の公表については、なお従前の例による。